

第4次おおいた 男女共同参画推進プラン

概要版



令和4(2022)年3月

大分市

男女共同参画社会とは・・・

「男女がお互いの人権を尊重しつつ、対等に責任を分かち合い、それぞれが十分に能力を発揮することができる社会」のことで。

男女共同参画社会が実現すると私たちの暮らしはどのようになるのでしょうか。

家庭生活では・・・

- 個人同士がお互いに尊重しあい、協力しあうことによって「自分らしく」生きることができるようになります。
- 男女がともに家事・育児・介護等に参加することで、仕事と家庭の両立ができるようになります。



地域では・・・

- 男女がともに地域活動や防災活動等に参加することによって、地域のつながりが強化されます。
- 地域の活性化、暮らしの改善、子どもたちが健全に育つ環境が実現します。

男女が等しく 幸福になれる社会



職場では・・・

- 女性の登用が進み、多様な人材が活躍することによって、地域経済の持続的な発展につながります。
- 男女がともに働きやすい職場になると、個人の能力が最大限に発揮でき、自分らしい生き方ができるようになります。



第4次おおいた男女共同参画推進プラン

計画策定の背景と趣旨

「男女共同参画社会基本法（平成 11 年制定）」において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

本市におきましては、現行の「第3次おおいた男女共同参画推進プラン」（以下「第3次プラン」という。）に基づいて、男女共同参画センター（愛称：たびねす）を中心に様々な啓発活動をはじめ、DVの防止や被害者支援、家庭と仕事の両立支援など、女性も男性も健やかでいきいきと意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

しかしながら、「男性だから・・・、女性だから・・・」といった性別による固定的な役割分担意識や、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見、思い込み）による社会慣習・制度が根強く残っている状況にあり、今後はより一層、男女共同参画社会の実現に向けた取組の充実が求められます。

このたび「第3次プラン」の計画期間が令和3（2021）年度末で満了することから、男女がともに家庭や職場、地域などのあらゆる分野において活躍できる環境や女性が抱える困難など社会情勢の変化に対応するため、「第3次プラン」を継承しながら「第4次おおいた男女共同参画推進プラン」を策定しました。

計画の位置づけ

	根 拠
大分市男女共同参画基本計画	大分市男女共同参画推進条例第12条 （男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」）
大分市女性活躍推進計画	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（「女性活躍推進法」）第6条第2項
大分市DV対策基本計画	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（「配偶者暴力防止法」）第2条の3第3項

計画の期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間

基本理念

「大分市男女共同参画推進条例」に規定する5つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を推進します。

▶男女の人権の尊重

男女の個人としての人権をお互いに尊重しましょう

▶社会における制度または慣行についての配慮

男女の性別による固定的な役割分担にとらわれず個性を尊重し、多様な生き方を選択できるようにしましょう

▶政策・方針の立案及び決定への共同参画

男女が政策・方針の立案及び決定に共同して参画できるようにしましょう

▶家庭生活における活動と職場等における活動との両立

男女が家庭生活において、お互いに協力し仕事や様々な活動との両立ができるようにしましょう

▶国際的協調

国際社会の一員として国際的協調のもと男女共同参画を進めましょう



プランの体系

基本目標	施策の方向	施策
I 男女共同参画社会に向けた意識づくり	1 男女平等意識の啓発 2 教育・学習の充実	(1) 固定的性別役割分担意識を解消するための啓発活動 (2) 人権尊重への理解を深める (3) 男女共同参画意識を育てる教育・学習の充実
II あらゆる分野における男女の活躍 (大分市女性活躍推進計画)	3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 4 雇用の分野における女性の活躍の推進 5 仕事と家庭の両立支援の推進	(4) 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (5) 地域等における男女共同参画の推進 (6) 防災分野における男女共同参画の推進 (7) 働く場における男女平等の推進 (8) 女性の就労や能力開発の支援 (9) ワーク・ライフ・バランスの推進 (10) 男性の家事・育児・介護等への参画の推進
III 男女が安心できる生活の確保	6 安心・安全な生活の確保	(11) 性暴力の防止 (12) 妊娠・出産期における女性の健康支援 (13) 心と体の健康支援 (14) 女性の貧困等への対策
IV 配偶者等からの暴力の根絶 (大分市DV対策基本計画)	7 DVを防止するための啓発の推進 8 DV被害者の相談体制の充実と自立支援促進 9 DV対策の推進体制の充実	(15) DV防止のための啓発の推進 (16) 相談窓口の周知、整備と相談員の資質向上 (17) 支援体制の充実 (18) 被害者の自立支援 (19) 子どもに関する支援 (20) 庁内の連携体制の充実 (21) 関係機関・民間団体との連携の強化
推進体制	○拠点施設「男女共同参画センター（たぴねす）」の機能強化 ○市職員が率先して男女共同参画の視点に立った市政の推進に努める	



指標と目標値

基本目標	指 標	基準値	プラン最終年度 (R8(2026)年度) 目標値
Ⅰ 男女共同参画社会に 向けた意識づくり	① 社会全体で男女の意識や地位が平等になっていると思う人の割合	14.2% (R2(2020)年度)	50%
	② 男女共同参画社会という言葉を知っている人の割合	72.8% (R2(2020)年度)	100%
	③ 固定的な性別役割分担意識に反対する人の割合	89.2% (R2(2020)年度)	100%
	④ 将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合	小学校80.4% 中学校69.0% (R3(2021)年度)	小学校90% 中学校80%
Ⅱ あらゆる分野における男女の活躍	⑤ 女性委員の構成比率が3割以上である委員会等の割合	40.0% (R2(2020)年度)	50%
	⑥ 女性委員のいない委員会等の割合	13.5% (R2(2020)年度)	10%以下
	⑦ 市役所の課長級の女性職員の割合 (大分市職員活躍推進プラン)	18.2% (R3(2021)年度)	22%
	⑧ 建設工事や設計業務委託において女性技術者の配置を要件とする入札の実施件数	9件 (R2(2020)年度)	12件
	⑨ 市役所の男性職員の育児休業取得率 (大分市職員活躍推進プラン)	19.0% (R2(2020)年度)	30%
	⑩ 市内の男性の育児休業取得率 (すくすく大分っ子プラン)	4.1% (H30(2018)年度)	増加 (R6(2024)年度)
	⑪ ワーク・ライフ・バランスの推進を担当する部署や担当者 がいる事業所の割合 (勤労者実態調査)	16.1% (R1(2019)年度)	増加 (R7(2025)年度)
	⑫ 大分市子育て支援中小企業表彰事業者数 (累計) (すくすく大分っ子プラン)	28社 (R3(2021)年度)	40社 (R6(2024)年度)
Ⅲ 男女が安心できる 生活の確保	⑬ 性の問題に関する学習会等の開催回数	—	2回以上 (毎年度)
	⑭ 子宮頸がん検診の受診率	11.5% (R2(2020)年度)	30%以上 (R6(2024)年度)
	⑮ 乳がん検診の受診率	12.8% (R2(2020)年度)	30%以上 (R6(2024)年度)
Ⅳ 配偶者等からの 暴力の根絶	⑯ DV防止についての啓発回数	4回 (R2(2020)年度)	8回以上 (毎年度)
	⑰ デートDVの認知度	29.5% (R2(2020)年度)	50%以上
	⑱ DVを受けたことがあるが誰にも(どこにも)相談しなかつた人の割合	50.6% (R2(2020)年度)	25%以下
	⑲ 大分市配偶者暴力相談支援センターの認知度	10.2% (R2(2020)年度)	30%以上
推進体制	⑳ 男女共同参画センター (たびねす) の認知度	44.3% (R2(2020)年度)	80%



交流スペース



街頭キャンペーン



図書コーナー



キッズスペース



大分市 市民部 生活安全・男女共同参画課
男女共同参画センター(たびねす)

〒870-0021

大分市府内町1丁目5番38号(コンパルホール2階)

TEL097-574-5577